

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅封印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
シリア	食糧増産援助に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農産物資及びその輸送に必要な役務の供与	700,000千円 H15.3.2まで	H14.3.3 ダマスカスで (同日)	日本側 天江喜七郎在シリア大使 アラブ側 タウフイーク・イスマイル企画庁長官	H14.6.7 249号
シリア	ダマスカス市内配水管改修計画(第二次)の実施するための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	ダマスカス市内配水管改修計画(第二次)を実施するために必要な 1. 資材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の資材の操作指導に必要な役務の供与	796,000千円 H15.3.31まで	H14.4.21 ダマスカスで (同日)	日本側 天江喜七郎在シリア大使 アラブ側 タウフイーク・イスマイル企画庁長官	H16.5.13 206号
シリア	第二次ダマスカス郊外県給水開発計画のための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	第二次ダマスカス郊外県給水開発計画を実施するために必要な 1. 機械及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	440,000千円 H15.3.31まで	H14.6.17 ダマスカスで (同日)	日本側 天江喜七郎在シリア大使 アラブ側 タウフイーク・イスマイル企画庁長官	H16.4.22 156号
シリア	ダマスカス繊維工業専門学校機械整備計画のための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	ダマスカス繊維工業専門学校機械整備計画を実施するために必要な 1. 機械及びその調達に必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	380,000千円 H15.3.31まで	H14.8.5 ダマスカスで (同日)	日本側 天江喜七郎在シリア大使 アラブ側 タウフイーク・イスマイル企画庁長官	H16.4.22 154号
シリア	ダマスカス市内配水管改修計画(第二次)の実施するための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	ダマスカス市内配水管改修計画(第二次)を実施するために必要な 1. 資材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の資材の運用の訓練に必要な役務の供与	334,000千円 H16.4.1まで	H15.4.2 ダマスカスで (同日)	日本側 林祥在シリア大使 シリア側 タウフイーク・イスマイル企画庁長官	H16.5.13 207号
シリア	ゴラン病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	ゴラン病院医療機材整備計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の機械及び2の車両の操作指導に必要な役務の供与	452,000千円 H16.12.2まで	H15.12.3 ダマスカスで (同日)	日本側 林祥在シリア大使 シリア側 ムハンマド・バツサーム・シバイン企画庁長官	H16.8.26 533号
シリア	水資源情報管理センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とシリア・アラブ共和国政府との間の交換公文	水資源情報管理センター整備計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	605,000千円 H16.12.9まで	H15.12.10 ダマスカスで (同日)	日本側 林祥在シリア大使 シリア側 ムハンマド・バツサーム・シバイン企画庁長官	H16.7.23 381号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

シリアとの無償資金協力取極一覧